

靖国神社合祀取消を実現し 平和憲法を護る会

ニュース・レター
第23号 2015.5.24

発行：支える会事務局
代表：園田朋里
mail：ptnishiyama@yahoo.co.jp

青い地球は誰のもの

西山俊彦神父

「これらの最も小さな掟を一つでも破り、そうするようにと人に教える者は、天の国で最も小さな者と呼ばれる。しかし、それを守り、そうするように教える者は、天の国で大いなる者と呼ばれる。」（マタイ 5：19）

新緑が眩しく光ります。雨であっても曇であっても、どんな時にも、こころだけはかくありな人と希います。

前回のお便りは新年号でしたから、随分ご無沙汰いたしました。おかわりございませんか。その間の世の中の移り変わりは、あれよあれよとの感じ、たとえ、わが国の首相が、勇んで宗主国へ乗り込み、国民、国権を裏切る軍事同盟の早期完結を約束しても、主権者国民は平和憲法を遵守し、キリスト者は福音に忠実でありたいと願います。しかし、この‘せめて’もの基本が危うくなっているこの事態が、そもそも今に始まったことではないのが何とも歯がゆくてなりません。

一連の戦争法案の原点は、2014年7月1日の集団的自衛権の行使容認の閣議決定だといわれます。自衛権を拡大し集団的自衛権を認めることは、軍事同盟に等しく、自動的参戦を結果し、自主的であるべき自衛権を否定するといはれます。これは平和憲法をも専守防衛をも裏切る国内的、国際的背信であって、憲法違反は明白です。それどころか、解釈改憲をもパスした憲法破壊に等しく、もし、もれを強権突破するというのであれば、実質上のクー・デターにあたります。現実乖離の憲法はもはや無用、現実重視、憲法無視こそ正直⁽¹⁾とする政府政権の強弁は、立憲政治をも国民主権をも否定する独裁者の暴論です。⁽²⁾集団的自衛権の実効化は、わが国を危殆に貶め全世界をも揺るがしかねない一大変革、戦後70年ともなれば、いつか来た惨憺たる道への悔悟、あの輝かしい平和憲法への自負はどうなってしまったのでしょうか。

(1) 安倍晋三首相の自称する憲法音痴の確信性は、「GHQの憲法も国際法もまったくの素人がたった8日間で作り上げた代物」との公言に明らかではなからうか。

(2) 2014年12月14日の総選挙で国民の圧倒的支持を受け国会議員の3分の2を獲得したとの見解は、自民得票率は16.99%、全有権者数の6分の1、しかえていない事実を無視した虚言に過ぎません。後掲「あとがき」注11参照

しかし、ここで問わなければならないのは、自衛権とか専守防衛であればいいのかという一層原理的問題です。そもそも国際秩序で大手をふって罷り通る「自衛権」なるものは本来にあるのかどうかの問題です。自衛権の根拠は正当防衛権、「急迫不正の侵害に対して、自己または他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない」（刑法36条）というものです。これは権利ではありません。急迫不正の非常事態に（それしかなかった）加害行為の責任は問わないとする免責条規、責任免除の例外であって、免責、免除は権利ではありません。権利であれば、非常時だけに限られているはずはなく、いつでも、誰にも等しく認められねばならない正常、不可欠な要件です。もし免責事項が常時、誰もが有している権利とされれば、急迫不正でない状態においての加害行為が人間関係、国際関係を支配する正当行為となって、秩序と無秩序が逆転し

ます。怖ろしいことです。信頼友好が基本ではなく、殺し合い、殺戮ご免が基本となる世界では、もはや、理性的関係も法秩序も吹っ飛んでいます。しかし、この正当防衛権、自衛権という恐るべき虚偽背理が、現代社会を支配する自衛権⁽³⁾という暴力、戦力に基礎付けられる無制約的国際原理⁽⁴⁾、しかもそれが絶対不可侵の主権行使であれば、常時、武力、軍事力の対決こそ政治の常態、軍事対決、軍備拡大、緊張亢進等々の異常事態が常態となっています。自衛権とその法制組織化が虚偽、倒錯であり、政治的虚構以外のなにものでもないことを、指導者国民ともども、自覚さえしていないのは「井の中の蛙」、集团的自衛権云々以前の恐るべき事態とおもわれます。

- (3) 国連憲章第五条は次の通り明文化している。「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際的平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集团的自衛の固有の権利を害するものではない。」
- (4) 主権であれば、正当性の判断主体も当事者自身でしかなく、「これまでの戦争で‘平和のため’でない戦争はなかった」といわれるようにいかなる武力行使も自衛のための正戦となります。西山俊彦『一極覇権主義とキリスト教の役割』フリープレス、2003、103 - 128 参照

こんなに単純明快な背理が、理性的であるはずの法律、秩序において、無視、容認、無自覚化され、「殺し合うのが人間本性」「戦争こそが人間秩序」とされているのが現代政治、国際関係の実態です。嘘ではないのです。国際連合(国連)は国家主権をもって成立し、国連憲章は自衛権を含む国家主権を細部まで承認しています。排他、絶対的主権を承認すること自体が、実力による支配体制となることには言及しないとしても、自衛権が非常事態を常態とみなす虚偽、軍事対決支配を正当秩序とみなす背理であるのなら、それをいくら美化正当化したとしても、現行世界秩序は実力支配、軍備対決を基準とする強者の体制でしかありません。戦争は平和、暴力は秩序、破壊は進歩等々の詭弁はジョージ・オーエル流の繰りごとですが、「積極的平和」とさえいえば戦争侵略すべて免罪とされる今日の政治⁽⁵⁾に恐怖を覚えなくなっていればすでに良民なのかも知れません。

- (5) 「積極的平和」、「国際平和協力」と称するかいなかにかかわらず、「平和のための戦争を肯定したら全ての戦争に賛成することになります。」加藤周一「日米『ガイドライン』見直しと九条の行方」『軍縮問題資料』1997.10、5 - 11、6 - 7

世俗世界はどうであれ、それでは「母なる教会」「よき牧者の教会」は神のみ教え、福音の真髄を説いているのでしょうか。問うまでもないことを問わなければならないのは慙愧の極み、教会の改革(rinnovamento)と現代化(aggiornamento)を断行したとする第二バチカン公会議は自衛権(と死刑)について次のように言っています。

「戦争の危険が存在し、しかも十分な力と権限をもつ国際的権力が存在しない間は、平和的解決のあらゆる手段を講じたうえであれば、政府に対して正当防衛権を拒否することはできないであろう。国家の元首ならびに国政の責任に参与する者は自分に託された国民の安全を守り、この重大事項を慎重に取り扱う義務がある。しかし、国民を正当に防衛するために戦争をすることと、他国の征服を意図することとは別のことである。」(『現代世界憲章』79)

「正当防衛権を拒否することはできない」「国政の責任に参与する者は国民の安全を守る義務がある」として、「防衛するために戦争をすることは正当である」と結論付けていますが、「平和のための戦争を肯定したら全ての戦争に賛成することになります」。⁽⁶⁾ この教説は第二バチカン公会議開会30周年を記念して公表された『カトリック教会のカテキズム』(1997年公布)でも、紀元三千年期の夜明けに際してまとめられた『教会の社会教説綱要』(教皇庁正義と平和評議会、2004)においても不動です。なんと不思議な、不思議なことでしょう。教会は国連でも、国際司法裁判所でもないのです。「神の教え」を掛け値なく説くところですが、それが、こともあろうに、俗世の教えを追認していて平然たるもの、「盲人が盲人の道案内をすれば、二人とも穴に落ちてしまう」ことはもちろん、神の掟などどこ吹く風、神の教えを説くからこそ「神の家」、「救いの普遍的秘跡」、俗世権力の戦争殺戮のお墨付けなどキリストの弟子のすることではありません。

自衛戦争論は戦争容認、神の教えは非武装非戦、「神のみを礼拝せよ」「殺すな」「盗むな」等々単純明快であって、これには非常時も例外もなく、

「あなたがたは、『然り、然り』『否、否』と言いなさい。

それ以上のことは、悪い者からである。」(マタイ 5:37)

と論されています。殺すことと生かすこと、戦争と平和、暴力と非暴力、これらは真逆の論理(倫理)であって、しかも、この地上に神の教えが説かれなければ、絶対基準はなくなり、世は闇の闇、殺すも侵すも実力次第となり果てます。神の教えは仮初のものではなく、信仰者にとっても、誰にとっても、なくてはならぬ絶対要件、それを教会自身がこの世の権威権力者に追従、墮落するなどをもっての外、現代世界の最大の宿痾しよこと言わねばならないのが、この自覚を教会自身が持ち合わせていないことと思われます。「上からの視線」「肅々と遂行する」のは政治権力のモノポリーではないようです。

ちなみに、日本カトリック司教団は戦後 70 年にあたって「平和を実現する人は幸い〜今こそ武力によらない平和を」(2015.2.25)とのメッセージを出しました。わが国及び世界における戦争と平和の歴史を説き、昨今の情勢に懸念を表明して、これへの対応を呼びかける周到なものとは映ります。問題なのは、軸足をこれまで通り「平和憲法」に置いて、平和の福音が原点であるようには見えないことです。自衛権と平和の福音とは虚実真逆の対立原理、起点も終点も平和でなければ主キリストの福音とはいえず、その実現を信じて実践するのが信仰者とその信条組織、それがいまだに自衛権という暴力武力に妥協屈服しているようでは、主キリストの教会といえるかどうか。この事実にも痛みを覚える信仰者がいついつまでも耐えしのばねばならないのが「母なる教会」なのかと、実践課題の大きさに無為無策を感じずにはおれません。

(6) 加藤周一、前掲注(5)

集団的自衛権との関連で、自衛権という暴力原理と神の愛という非暴力原理とを対比して、平和の福音の真髄とその現況を紹介しました。憂慮される同根類似の事象として、

軍縮、特に、核軍備撤廃が進まないこと

ヒロシマ・ナガサキは人類最大のジェノサイドとの認識が欠如していること⁽⁷⁾

原発再稼働への暴挙と核武装への懸念か払拭されていないこと⁽⁸⁾

沖縄差別と辺野古新基地建設を 22 世紀へ及ぶ軍事同盟の唯一の解決策としていること

等々が焦眉の課題、ほとんど立ち向かう術のない危機的状況は、破壊と無責任の産物です。これらが全部「天災」ではなく「人災」⁽⁹⁾であるのなら人間主体の対応を迫るもの、「青い地球は誰のもの」との問いかけを無視することはできません。

(7) スティーブン・ピンカー『暴力の人類史』上下、青土社、2015；マシュー・ホワイト『殺戮の世界史—人類が犯した 100 の大罪—』早川書房、2013、参照

(8) 「日本政府内では原子力委員会の近藤駿介委員長が、放射線の影響で住民の強制移転が必要な区域は半径 170 キロ以上、希望者の移転を認める区域は東京を含む半径 250 キロに及ぶ可能性がある」と想定した。仮にそうなれば首都東京は完全に機能喪失、3000 万人の住民が首都圏を脱出し、日本という国のかたちは大きく変貌していたにちがいない。」太田昌克『日米<核>同盟—原爆、核の傘、フクシマ—』岩波書店、2014、5-6；菅直人「もっとも安全なエネルギー政策は原発をなくすこと」、ヘレン・カルディコット『終わりなき危機』ブックマン社、2015、25-29、27；「四十年前から、いつか事故が起こることは予見されていたのである。どれほど堅牢なシステムであっても、遅かれ早かれ、愚かさが信頼性を上回る事態が訪れるのだ。」A.ガンダーセン、「いつ何を知ったのか」、前掲『終わりなき危機』145-154、145

(9) 島袋淑子ひめゆりの塔平和祈念資料館館長談、NL 次第 24 号「おわりに」参照

青い地球は、一握りの支配者のものでも、人類だけのものでもないはずで、「現代の人々の喜びと希望、苦悩と不安、とくに貧しい人々とすべての苦しんでいる人々のものは、キリストの弟子たちの喜びと希望、苦悩と不安である」と第二バチカン公会議が宣言して早や半世紀が経ちました。外には暗闇と不安、身うちは無力とおぞましさが絶えず、一層激しさを増さないとも限りません。不正への憤り、世の儂さ空しさ、を感じれば感じるほど、神の招きとみ摂理を信じ、それに従う恵みを受けた者として、手を携えて進む、ささやかな歩みをともにしたく願います。

緑爽やかな好期、それはこころに爽やかさあつての好期、

今日の一日が神のみこころにかなうものとなることを祈ります。

「井の中にいるのは蛙」であって、「神の子としての人間」ではありません
—権力者たちはいつまで奴隷扱いを続けるのでしょうか？

出版について

出版のための準備（原稿本文、はじめに、おわりに）も整い、まもなく皆様の元にお届けできる予定でしたが、残念ながら現時点では、出版社が決まらない状況です。

この出版の重要性・意義を、あらためて皆様にご理解いただくために、
「はじめに」と「おわりに」を次 5 ページから掲載いたします。

なお、「おわりに」につきましては、今 23 号には紙幅の都合上、前半部分の掲載とし、後半部分は次 24 号に掲載の予定です。

ご一読下さり、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会

「井の中にいるのは蛙」であって、「神の子としての人間」ではありません

—権力者たちはいつまで奴隷扱いを続けるのでしょうか？

はじめに — 解題のよすがとして —

ふるさとの山に向ひて

言ふことなし

ふるさとの山はありがたきかな

(石川啄木、処女歌集「一握の砂」中の「煙」二の章末に収録)

「井の中にいる蛙」は「井の中にいること」を知らない

真理、正義、愛等は理念に過ぎない。しかし、それに目覚めている者だけが、それにもとる現実を知り、それに対応する

「ふるさとの山はありがたきかな」、まことに素朴で純情、なんと味わい深い一節であろう。野山と溶け込んださまは、ふるさとに抱かれてはいても、決して、埋もれているのではない。いや、実に、渋谷村を追われるように離れ、抱かれる贅沢とは縁遠い遠く淋しい地にあったからこそ、ふるさとの温かみを懂れたに違いない。現実の淋しさとふるさと本来の温かみとの対比対称、身は異郷にあってもこころはふるさと、この乖離、別離がふるさとをことの他際立たせたのではなかったろうか。ふるさとを心に抱く者だけが、ふるさとの野をも山をも抱いている。

故郷は、いつ、何処に行っても、もともと、故郷にあったのか。ふるさとの野山も同様、そこにあったのか、なかったのか。岩手山は、石川啄木にとってのふるさとの山ではあるが、そもそも、主人公、啄木、なしでの、故郷もふるさとの山も、存在しなかったに違いない。山も川も、人間主体がそれと認めてはじめてそこに現出したもの、‘創造したもの’、人の心のはたらきなしに、それがそれとして、第三者的事物として、そこに存在しているのではないことに、いや、山や川だけではなく、全(物質)世界が人間の内省(心的世界)と一体不可分であることに、十分留意しなければならない。

どうして見知らぬ振りをして過ごしてきたのだろう

最近手に取った本に、NHK取材班『女性たちの貧困』(幻冬舎、2014年12月)がある。「おび」表紙表には、

「働く単身女性の3人に1人が年収114万円未満」

と記され、その内側には

「理想はないですね、基本」(友美さん、19歳)

「30歳まで生きたら、もうそれでいい」(キキさん、16歳)

「普通に過ごすって、なんていいものなんだろう」(理恵さん、23歳)

とあり、「おび」裏表紙内側には

「非正規雇用の若年女性の8割が困窮」

「母子世帯の 57.6%が貧困」

「結婚の障害となることに「結婚資金」を挙げる男性 43.5%」

とあった。¹

にもかかわらず、「働く単身女性の 3 人に 1 人が年収 114 万円未満」であるこの社会に怒りを覚えてこなかったのはなぜだろう。はじめて知ったことではないのに、何故今まで知らぬが仏顔だったのだろう。知っていたのだったら、何故、声を挙げ、訴えなかったのだろう。私の心が鬼のようだったからにちがいないが、世には「目あっても見えず、耳あっても聞こえない」ことがらは山ほど、いや、「見たくないものは見ず、聞きたくないものは聞かない」視野狭窄という処世術をもって、都合良い道を歩んできたのがわが人生であったと、これでは「井の中にいる蛙」同然と、道のりも終わりに近づいたこの時点になって、告白せずにはいられない。

真実とは、不都合な事実と都合よい事実との全部をひっくるめてのことではないのか。そして、心で思っただけでもどうしようもない。思いなどあってもなくても同じこと、と思いがちだが、心ある者だけが、隣人に思いを馳せ、思いにすぎない理想、理念を堅持する者だけが、諸悪に憤る。あに、つまるところ、何事も、心あつての物だねではないのか。

真理、正義、福音の光に照らして、はじめて、あらゆる事実が明らかになる

一理想、理念でしかなくとも、真理、正義、福音の光の自覚と闘争連帯が問われている

憤りは人並みでも、「8割が困窮である」「非正規雇用の若年女性」が異議申し立てをすることは不可能に近い。それができるのは彼女ら以外のわれわれであることに、最近ようやく気付き始めた。自分に不都合な事実は「無きに等しい」として見過ごすのが世のならわしか人間の性。

「目あっても見えず、耳あっても聞かない」不都合な真実が眼前のものとなるのは、万物の霊長に相応しいありかた、本来の姿、という理想像、理想的観念（理念）という観念に目覚め、それをもって現実に耳目を開くことによるのではないのか。これまで筆者は、「観念あつての事実、理念あつての現実」という基本原理をもって、社会現象の分析と平和研究の推進をはかってきたが、観念、理念、の整合的体系が人間活動の知的レベルでは真理であり、社会的秩序レベルでは正義であり、それら一切切の絶対超越的レベルからの価値規範の総体が福音と称される宗教教義に相当する。通常、知的、社会的、宗教的探究において、真理、正義、絶対超越的意義目的が、殊更意識的に、自覚されることがないとしても、不都合なものを含んだあらゆる事実、真実を認め、誠実に対応するには、真理、正義、と、福音と称される絶対超越的価値規範が自覚され、評価基準とならなくては可能とはならない。自然・実験科学においても、実証的社会科学においても、真理こそ正当性・妥当性の規準であり、法秩序の糾明においても、憲法をはじめ自然法をふくむ法規範を正義の規準として成立するものであり、まして、絶対超越的価値規範を前提として大小宇宙の事実究明が明らかになり始めるのではなかろうか。筆者が、本小著において、社会学会との関係に科学の規範性を問い続け、靖国合祀取消訴訟裁判でもって、憲法規範の権利確立を請求し続け、キリスト教界へは福音の規準に照らした教義教説の実効性の証明を要求し続け、それら折衝に示された余りにも無惨な、いや実に、余りにも無惨な応答の慙愧極まる実例の一端にすぎないものを、本小著をもって、紹介しなければ、科学者の端くれでも、平和学者の欠片でも、福

¹ カバー裏には、国谷裕子キャスターの

「自分のことを思い返しても、十代から二十代の前半の時代は、夢や希望にあふれる時期でした。（中略）人生の中でもキラキラと輝いている時間だと思えます。その人生のスタート地点ともいえるときに、すでに夢や希望が失われる社会とはどんな社会なのでしょう」（「おわりに」より）
が抜粋されていた。

音の呼びかけに応じた者の末席に連なることにもならないと、良識ある同輩への最後の訴えをしなければ、死ぬに死ねない思いであるのはこのためである。

「井の中にいる蛙」が「井の中の蛙」を操作支配しているのが現行社会

「井の中の自己しか知らない蛙」は自己が「井の中の蛙」であることを知らず、「井の外にある自己を想像できる蛙」だけが、自己が「井の中にいる蛙」であることを自覚できる。淡い理想、叶わぬ理念にすぎなくとも、それをもって自己を自覚できるものだけが、自己を対象化し、自己の主体たりうるからである。エリートとはこの主体化をなしうる選良のこと、自己と社会を対象化し、主体化して、超越性を発揮して覚醒先導する者、それは、正しきものだけを受容正当化し、曲れるを矯正排除する責務を担う者ではないのか。人類を覚醒指導する教育者、法律家、裁判官、宗教家と呼ばれる諸学者専門エリートが、井の中に埋没することは許されず、研究成果、訓練探究、憲法を含む法規体系、高邁遼遠な理念と体験をもって、煩瑣な日常生活と秩序を活性化し、新規生命力を提供することになっているのではないのか。しかし、その実像を問うことなしに肩書だけを鵜呑みにすれば、一人残らず「井の中の蛙」となり果てないとも限らない。かれらの鎧の下、体制の装い、には怖い憶断が、隠然と、組み込まれていないとも限らないからである。

聖書には、「盲人が盲人の道案内をすれば、二人とも穴に落ちてしまう」（マタイ 15 : 14）と記されている。

科学者、法律家、宗教家が、その本務を放棄して、

「井の中にいる蛙」として現行社会に埋没し、既得権益の正当化を専らとしている理由

まず、超越止揚の実践よりも、埋没、体制追従に徹していると思われる特徴の幾つかを、各レベルの事例ごとに、明記するのが適当と思われる。

1. 社会科学の事例

客観的究明を旨とする科学、特に、社会科学の領域において、当該社会体制の価値規範を不問にすることが客観性を保持しているとする、価値自由、没価値性の誤解、錯誤、と背理が横行する。いや、不問にしていること自体が、当該価値規範、当該社会体制、に埋没している、非客観性、非科学性の証拠に他ならないが、この事実を解明することなくして、客観的社会科学が成立するかの暴理、暴論が現代社会科学を支配する。この最大矛盾について、筆者が、特に既得権擁護、体制維持の根幹に位置する私的所有権の不条理性と構造的暴力について、² 長年行なってきた異議申立に、いかに無惨な扱いを受け続けたかの経緯にご確認願いたい、その理拠を単純化して説明すれば、次の通りとなる。

社会科学の要件は客観的事実、「あるがままの事実」、の解明とされている。そのための価値判断排除 *wertfreiheit*, *value-free-judgement*こそ、客観性確保の要件であるとみなす独断論を展開するが、それは、あらゆる事実は、規定枠組み、特に価値規範等、のもとでのみ成立しており、それら枠組み、前提、なしでは事実規定は成立不可能であることを無視するものである。自覚的であれ無自覚的であれ、意図的であれ非意図的であれ、事実規定の枠組みなしでは、いかなる事実も成立しないが、筆者は、この基本原理（の一部）を「観念なくして事実なく、理念（理想的観念）なくして現実なし」と表現した。ここでは、「観念」とは「山」であり、「川」であり、「ふるさと」他であり、「理念」とは「事物の、あるべき、

² 論考資料等は西山俊彦『私的所有権の不条理性と構造的暴力』サンパウロ、2011、参照

本来的、究極的本性」であり、そして、次項にまたがる説明を先取すれば、それらの統合的、抽象的な表現態が（１）「真理」であり、（２）「正義」であり、（３）「神意（愛）」であって、各レベルに応じた（１）個々の真実とそれらの関係性の表現にあたいする諸法則、（２）個々の社会秩序とそれらについての法規範、（３）「恵み」「喜び」「感謝」「愛」「み旨（摂理）」等々、絶対超越的次元よりする全存在の肯定的意義付け等々が、各レベルでの究明を担保する妥当性の象徴的基準をなしている。

山という思い入れなくして山はなく、ふるさとという思い入れなくしてふるさとはない。まして、真理、正義、愛という価値規範と、それらを構成する基本要件なくしては、科学的、法的、そして、絶対超越的意義付けを行うとする宗教的探究の対象自体が成立しない。にもかかわらず、それら価値規範を度外視、排除し、無自覚化して埋没し、既成体制を当為視し、支配的価値規範の妥当性、正当性の吟味を放置、視野狭窄を結果してかまわない。眼前に見たもの、見えたもののみを客観的事実として提示、満足するのであれば、「落し物を灯火の下にのみ探す」体制追従護持となることは必定、未知の、未自覚の事実をあまねく涉猟しなければ、不都合な事実を含むあらゆる事実の実態、真実、の定立には至らないはずであるが、社会事象全般をグローバルに支配する資本主義の原理と実態、特にその根幹に位置する私的所有権の不条理性の解明是正は最重要課題であるにもかかわらず、その自覚と公正化を社会科学は完全に放擲して、体制奉仕に徹している。本小著で紹介する挑戦は、特に現代社会科学におけるこの非科学的な不条理を糾弾することにあつたが、それがいかに神聖不可侵なドグマとされているのかを実感させるものであつた。

2. 法的秩序の事例

社会秩序の領域において、本小著で報告するのは、人間存在にとっての基本的権利としての、「信教の自由」と、それを保障する「政教分離原則」の確立を請求した「靖国神社無断合祀取消訴訟」（2006年8月11日～現在進行中）の実例である。上告審、再審、再々審ともに、手続き的にも不当極まる決定をもって棄却され、目下、再々々審を請求中である事態は想像を絶するものであるが、一応の審議がなされた大阪地裁、同高裁判決で踏襲されたのが、津地鎮祭違憲訴訟最高裁判決（1977）と山口県護国神社合祀違憲訴訟最高裁判決（1988）での次の「判例」³であつた。

一層前面に登場した矛盾背理が、両最高裁判決と関係判決での原理原則である。「信教の自由」についても、「政教分離原則」についても、そして、それを判断する「目的・効果基準」についても、違憲であるかどうかの評価基準は、当該社会の「社会的儀礼とか習俗、通念」であるとした、体制べつりの埋没原則がこれである。「信仰の自由」とか「政教分離」の侵害如何は、当該社会の価値基準でもって評価さるべきであるとの表明は、同意反復の論理矛盾に他ならず、よくて、実際は意識化することさえ不可能事であるが、判断主体が当該社会の価値規範に埋没していることを正当化する自家撞着にほかならない。もし、憲法規定の遵守如何の評価基準が当該社会の価値規範であるなどと、裁判所、しかも、最高裁判所大法廷が、真顔で、判示することなどは、これは当該社会へ埋没した現状の無批判、無条件的肯定を意味するのであるから、そもそも憲法原理も憲法規定そのものも無用となり、制定發布する意味など、もともと、なかつたはずではないか。憲法が、現実社会を超越止揚する崇

³ 実際には、該当する文言が存在しないことから判例は存在せず、下級裁判所による付度、捏造に他ならない。ただし、この深刻な違憲、違法判決を最高裁への上訴理由の一つとして厳しく指摘したが、3回に及ぶ上訴棄却決定では、完全に、無視され続けている。乞上訴状等参照

高な理念体系によって制定されており、それらの達成成就に人格の尊厳も世界の平和繁栄も掛っていることなど、裁判官諸兄をはじめ法曹関係者に説く必要はないはずであるが、遺憾ながら、事実は小説より奇であることを、本報告に確とご確認願わなければならない。

3. 宗教的福音の事例

宗教（キリスト教）の領域において、永遠の生命をふくむ「救いの実現」という究極目標の教示が、聖書、福音に示された絶対超越的価値観を表したのではなく、現世的、功利的、商業活動的説法に墮してあり、現実生活の意義充実をも空洞化させていることが、神聖なる人間存在の尊厳、究極的意味付け、を逸脱していること

聖書、福音、に明言されていることと、現在にいたるまで歴史的に示されているキリスト教教説とは、その本質に抵触しかねない雲泥の差が認められるが、残念ながら、この矛盾は自覚されず、筆者が訴えに訴えても、無視され続け、パワー・バイオレンスの虐待を思わせる拒絶的対応をもってしている事態を確認願わねばならない。

福音の明言する行動原理、倫理規範、は、絶対普遍的「愛」の原理である。聖書には次の通り示されている。

「神は、その独り子をお与えになったほどに、世を愛された。独り子を信じる者が一人も滅びないで、永遠の命を得るためである。」（ヨハネ 3 : 16）

「あなたがたも聞いておおり、『隣人を愛し、敵を憎め』と命じられている。しかし、わたしは言うておく。敵を愛し、自分を迫害する者のために祈りなさい。あなたがたの天の父の子となるためである。父は悪人にも善人にも太陽を昇らせ、正しい者にも正しくない者にも雨を降らせてくださるからである。自分を愛してくれる人を愛したところで、あなたがたにどんな報いがあるうか。徴税人でも、同じことをしているではないか。自分の兄弟にだけ挨拶したところで、どんな優れたことをしたことになるうか。異邦人でさえ、同じことをしているではないか。だから、あなたがたの天の父が完全であられるように、あなたがたも完全な者となりなさい。」（マタイ 5 : 43 - 48（5 : 1~6 : 34））

「医者が必要とするのは、健康な人ではなく病人である。わたしが来たのは、正しい人を招くためではなく、罪人を招いて悔い改めさせるためである。」（ルカ 5 : 27 - 32 ; 放蕩息子の喩えルカ 15 : 11 - 32）等々、等々

もし、本当に、神のみ子が全人類の救いと贖いのために受肉されたのであれば、それは善人とか聖人と称される一部の人々のためだけではなく、罪深きあらゆる兄弟姉妹のためでなかったとしたら、それは救いのみ業でも愛のみ業でもなくなってしまう。言いかえれば、神の愛のみ業としての神の御子の誕生が、被造物としての科とは存在論的に不可分離な罪の子のための例外なき癒しと完成でなかったとしたら、矛盾も甚だしいこととなる。天国の至福であっても永遠の生命であっても、勸善懲悪、信賞必罰、の結果、因果応報原理の延長線上に説かれる救いの教えは、欲得醜悪に満ちた功利打算に他ならず、（神の）愛の教えを主張するキリスト教とは無縁、真逆のものである。このような救いの教えは、富貴権勢への奉仕に終始する精神的墮落の極みであって、現実社会を空洞化し福音とも救いの教えとも無関係の俗の俗でしかないにもかかわらず、それを放置して憚らない。刷新と現代化を意図した第二バチカン公会議の教説は従来通り、それを金科玉条としている国内外全レベルの教会当事者に、長年、異議申し立てをし続けたのであるが、現時点に至るまで無視、拒絶的反応を得

たに過ぎない。それら無惨な経緯の一部なりとも本小著に紹介して、翻意を祈らねばならない。第一部、第二部においての問題提起であっても、人間存在の真髓を破壊し、社会的存在基盤を危殆に貶める深刻な要件についてはあったが、本第三部に認める経緯のそれは、過去と現在の全歴史にかかわる全人類の存在意義を左右しかねないものであるからである。

課題の枢要性と希望的観測

あなたがたは「地の塩」「世の光」である。（マタイ 5：14 - 16）もし、塩がなくなれば生命はなくなり、光がなくなれば希望はなくなる。真理、正義、完ったき愛は、塩であり、光であって、これらを仰ぎ励むことなくして、神の子も、神の国もありえない。いや、神の子、神の国どころか、人間も、動植物も、宇宙万物も、霧消する。そのためにも、完ったき真理、正義、愛の福音を志向し実効化するところに、科学者、法律家、宗教家の使命があり、人間存在の意義も森羅万象の秩序もひらかれる。

主題の理論的展開について再言すれば、自然界と称する事物も外界と称する事物も内在的世界である精神界と各人の内省に対応して成立するのであって、人間主体と無関係な第三者的事物（もの、こと）は、一物たりとも存在しないということ、まさに「観念なくして事物なく、理念なくして現実なし」と表現される関係が、事実（もの、こと）成立の根本原理であるが、なかでも超越止揚を可能にする真理、正義、（神の）愛の普遍的価値規範の自覚的堅持なくして、人間人格と社会組織の絶対超越的意義は霧消する。本小論は、以上の基本原理と使命の達成を身を賭して提唱するもので、これなくしては、当該各領域での実態解明はおろか、尊厳世界達成の余地もないことを、余りにも無惨な事例をもって報告し、刷新是正を呼び掛けるのものである。

「観念なくして事物なく、理念なくして現実なし」と記した意味は、科学の場合は、真理の基準に照らして、知的事象が現出、評価が可能となり、法的事象の場合は、正義の基準に照らして、法的事象の現出、評価が可能となり、宗教の場合は、絶対超越的存在意義の基準（福音または神の愛）に照らして、宗教的事象の現出、評価が可能となる、ということである。換言すれば、眼前につねにひかえる外在的、即物的な、故郷も野山も内在的にここに潜むあるべき観念、理念、がなければ存在しないように、真理というあるべき観念体系がなければ知的存在も真偽もなく、正義というあるべき観念体系がなければ行為と組織に秩序はなく、「愛」という絶対的価値体系の覚醒がなければ一物たりとも意義尊厳は露れない。要するに、真理、正義、そして絶対超越的存在価値を象る「愛」という普遍的規範との対比、対称、規定において、知的、法的、宗教的事象は成立するということであって、知的事象であっても、法的事象であっても、宗教的事象であっても、（第三者的）それ自体（の事象）としては、現出も評価可能性も定立されることはなく、理想的、理念である真理の基準、正義の基準、絶対超越的存在意義の基準に照らして、はじめて、あらゆる事象は、現出、評価可能な事実として顕在化されるということである。

本論第1編の、科学的領域においては、真理を現出、評価の基準とし、第2編の法的秩序の領域においては、正義を現出、評価の基準とし、第3編の宗教的存在意義の領域においては、絶対超越的価値規範を基準として、はじめて、各々の知的、法的、宗教的営為が成立するとの原理を説明、堅持を問い続けた。この原理を、それぞれの領域の、それぞれの専門家と称する者が、どれほど自覚実践しているのか。（科）学者、法律家、宗教家を自称する者が、この原理を自覚実践していないとすれば、そもそも、科学の領域も、法的秩序の領域も、宗教的存在意味の領域も、存在さえ可能とならないはずなのに、本小論に提示する3事例では、理念としての真理、正義、絶対超越的価値規範の基本さえ不問にされているように思われてならない。一世紀以上を経過し

た石川啄木の至言、

ふるさとの山に向かいて 言うことなし

ふるさとの山は ありがたきかな

と表現される「ふるさと」も「ふるさとの野山」も、啄木の内面的世界、内省、なかでも価値規範的なそれあっての物だねであることなど、眼中にないのと同然ではないのか。「井の中の蛙」が、実世界に君臨しているとすれば、もはや、世も終わりとみなすべきではないのか？

本論主題が現実理解の中心に位置することは言うまでもない。T.ピケティの提起を待つまでもなく、貧困と格差拡大が政治、経済、社会のあらゆる場面で意識化、問題化される時勢となった。その一つとして、2015年の時点で突如発生した事象はなく、バブル崩壊以降、じわじわと劣化、浸透してきた現象である。なのに、シングル・マザーの53.2%が年収114万円以下とか、17歳以下の学童・児童の16.3%が貧困レベルであるとかの事実が共有され始めたのは、遂最近のことである。普遍的真理、正義、愛の基準についての認識が改まってはじめて同一の事象が、事実として顕在化し現実化したのではなかろうか。

現実理解を可能にするのが本小論の通奏低音、「真理、真実を不問にした科学はなく」「正義、人権を無視した法律はなく」「絶対超越的存在意義と無関係な宗教はなし」という、あたかも子供に諭すのが憚られるような原理であり、各々の専門家集団においては不問に付せられている事態である。百聞は一見にしかず、本小論にその事態を確認願うばかりであるが、恐るべきことは、学問、法規法律、宗教的価値観についての無自覚が、各種社会集団・組織の根拠付け、正当化、当為性として支配し、最高権威として君臨していることである。もし、現行社会の根底が、価値基盤を欠いているとなると、国家を含んだ、各々社会組織の権威と正当性は失われ、至上、最強の権力集団までもが、すでに、論理的、倫理的に崩壊していることとなっている。恐ろしいことである。現行の組織・集団が信用、信頼を保てるのは、それら組織・集団の成立、存続を可能にする（はずの）成立根拠（の正当性）に疑念を抱かせないからであって、既存組織・集団が、欲得損益に無関係であるなどは理解していないにもかかわらず、一定の安定を保持しているのは、全体としては、総体としては、理性的、公正公平な人間存在に叶っているとの暗黙の支持が失われていないからに他ならない。

本小論で紹介する事例によって、この希望的観測は無惨に打ち碎かれるであろう。真理の尊厳、正義の砦、愛の鑑、の仮面は剥がれ、代わって、醜き、余りにも醜き実像が現れるこの事態をどのように受容すればよいのだろうか。

「井の中にいるのは蛙」であって、「神の子としての人間」ではありません

—権力者たちはいつまで奴隷扱いを続けるのでしょうか？

おわりに

「おわりに」で書き留めることは、気のきいた総括か展望を記すことであろう。本小論ではこの慣例を大幅にはみ出さずには、締め括ることができない。それは、本小論の主題、「井の中にいるのは蛙」体制、が一般社会はもとより学界にさえ表面化、問題化しない理由を伏せたままでは、報告の主旨が無にひとしくなりかねないからである。¹ 何故、表舞台に登場しないのかの直接的理由を4つに限り例示すれば、課題が（1）重要ではない、（2）問題意識に登らない、（3）重大過ぎて扱えない、（4）表舞台で取り扱えば身に危険が及ぶ、等々が考えられよう。（1）から（4）までに限っても、相乗的なものから相反的なものまで、数々の混合型が想定されるが、本「おわりで」の前半、一本小論の総括一、では、ほぼ類型（2）「問題意識に登らない」に該当する深刻な現状理解を深めたい。その上で、「おわりに」の後半、一本小論の本題一、でもってほぼ類型（3）「重大過ぎて扱えない」に相当する最難問の概要を指摘するが、先ず端的に、それらが何故重大な難問なのかの論理的、現実的理由を指摘しなければならない。

不首尾な結果の論理的、現実的理由

本小論各編での目論見は、余りにむごたらしい現実を告発し、説得に説得を重ねて一步でも望ましい状態に近づけることであった。そのために、各専門領域において、当該専門分野の成立が問われ、基本姿勢の信憑性が問われる重要な要件を吟味、詰問したわけであるが、第2編で取り扱った靖国神社合祀訴訟を例としても、亡父を無断で祭神としてしまうことは、憲法に保障された「信教の自由権」と「政教分離原則」に抵触しているとして提訴し、現在にまで至っているのである。筆者以外にそれに異議を唱えるものがない事態は、筆者以外は、それを違法で人権蹂躪であると理解しないこと、あるいは、そのように判断する基準としての法と正義の感覚を持ち合わせないことに相当し、それが、現時点での、わが国全体を支配する通念慣習であるとの意味

¹ ここに本小論をもってアピールする意義と期待を記すことを許されたい。

この問いに、この答えあり。本小論での各主題は西山俊彦が叫び続けた問いであり、それへの権威者・責任者の回答であった。問うたのが西山個人でなかったわけではない。しかし、もし、問いが正鵠を射、普遍的意義をもっていたとすれば、問いは全人類の尊厳にかかわり、その帰趨は全人類の運命にかかわるものに違いない。このことを畏れ、この理由でもって、公表開示し、諸兄諸賢の判断を希い、もし、人間の尊厳にかかわる重大事項が含まれている場合には、共感、共闘を切願するものである。

有態に告白しなければならない。もしも本小論での自覚と告発を個人的忍従でもって放置するとすれば、西山自身が、権威者・責任者との共犯者、背教者、すべての人類被害者へは稀代の背信者、犯罪者となり下がっている。それが、たとえ、大多数の同朋にとっての当為として日常化、無自化されている事態であっても、自覚化、覚醒化の恵みを受けた以上は、その使命に服し、責務を全うしなければならない。「人皆神の子」「人間皆兄弟」であればこそ、この自覚をもって、自己の責務を果たさねばと奮起する。兄弟の一人への冒瀆は人類全体への冒瀆、自己の使命完遂は、それを回復させるためのもの、西山俊彦個人が体験した侮辱冒瀆の数々は人類の尊厳を冒すものであると理解する。体験し続け、抗議を断行し続けた西山の実例が、少なくとも、日本国民の大多数が甘んじている事態であるとする、事態は深刻、かつ、解決は急を要するものである。「井の中の蛙」としての体験処遇は、歴史と社会の異同を問わず、誰もが黙して抗わずに生涯を終えた軌跡に違いない。その意味では、筆者の個人的体験ではなく、日常的、全般的、支配的現実そのものであって、日本国民、人類構成員全体にとっての不義、不正であるとして、憤らずにはいられない。兄弟の一人に対する虚偽、不正、冒瀆は、人類全体に対する虚偽、不正、冒瀆であるが、本小論での実例が全般化しているとする、日本国民及び人類全体は、「井の中の蛙」同然の「奴隷状態」に貶められている。

である。重大な事項について無自覚であるのは、日本国民である限り、意識・無意識的にそなえている通念と常識に埋没し、それを当為性と権利利害の評価基準とみなして受容判断しているからに他ならない。「靖国合祀」がわが国国家体制の根幹に位置するとすると、そしてそれが人格権の中核を占める信教の自由権そのものであるとしても、国家主義を逸脱し、普遍的人権に与する司法裁定は、国家主義自体を危殆に貶めかねないものとなる。ではないのか。第1編で詰問した「私的所有権の不条理性」も、第2編で詰問した「愛の宗教の教義逸脱」も、どちらの普遍主義化も、当該既存体制を崩壊に貶めかねない核心を衝く者となっている。とすれば、いかにむごたらしい現実が眼前に展開していても、日常世界に展開するあらゆる事態は、当然、当たり前、自己責任の範囲内、憤りと怒りをもって糾弾し、これが是正撤廃を責務としなくて不思議でなくなる。ことは一般市民はいうに及ばず、当該専門家でも裁判官でも全く同様である。通念と常識を具えていれば、人格の尊厳について鋭敏になるのではない。かえって、良識と常識を基準としているから、いかなる侵害にも感覚麻痺となっている。義憤をおぼえ、告発するのは社会規範に埋没している者ではなく、一定程度の逸脱者、正確には、当該社会の通念、常識を超えた理念²をもって事態を判断評価できる者に他ならない。³ 悲惨な事態をみれば、同じ心情をおぼえ、判断、行動をとるに違いないと期待するのは、無自覚というかお人よしというか、余りの楽観論でしかない。権利（義務）という一層厳密、一層鋭敏堅固な判断基準を要する専門分野でも大差のないのが実状で、権威権力者は理念の差異存否におかまもなく指示判示しているのが現状ではないのか。学界、司法界、宗教界という専門権威筋でさえ体制埋没の無自覚が罷り通っており、各専門筋への本件異議申し立てが辛酸を舐めたのは当然中の当然な帰結であった。「井の中の蛙」に「井の中の蛙」にいる背理を訴えても、その窮状を理解さえできないのは、論理必然性のなすことである。とはいえ、この間の理由を明確にすることなくして、権利侵害の啓蒙告発はもとより、各専門分野の権威権力者に本来の課題の遂行を迫るなどできることではない。非理非道な帰結の報告に終始した本小論においては、巻頭から、問題の全貌、核心を詳説することはできなかつたとしても、せめて「おわりに」総括説明しておかなければ、責務の大半を放棄したに等しい科を受けかねない。本主題の全体像に迫る要点中の要点を最後に廻す記述前後は心苦しい限りではあるが、事の経緯を了解され、寛恕を願うものである。

「おわりに」前半 一本小論の総括一

一非理非道な経過の理由一 井の中での探索が第1部での基本姿勢

「井の中の蛙」は井の中にいる限り、「井の中の蛙」を自覚できない

いかほど人権を蹂躪しているかの被害感覚は、いかほど憲法原理に覚醒し、堅持しているかにかかっている。憲法原理とは、それを実効化するに不可欠な憲法理念の自覚と涵養にある。この原理原則の自覚存否を各専門分野に論難したのが第1、2、3各編での問題提起と無惨な結果に他ならない。事物の「あるべき様態」の自覚の程度にしたがって、「あるがままの様態」の現状が認識されるとの必然性に基づく請求であって、真理、正義、神意と愛⁴、に目覚めている者だけ

² 理念とは理想的観念のこと

³ もっとも、通念、常識を判断基準とする場合であっても、通念、常識が理念としての社会規範であると強弁できないわけではないが、その場合、理念と現実が一体、現実だけが唯一の理想、となっていて、あるべき事態を意味する規範性はなくなっている。

⁴ 真理、正義が普遍的、絶対的でなければならぬように、自愛、普遍的でない愛、打算的利己的人間愛は、愛の名に値せず、ここでは神の愛、「神の完全な愛」(例えば、ヨハネ 12:24-25; Iコリント 13:1-13のような)、だけを「愛」と仮称する。以下、愛はこの意味で使用し、時として「神意と愛」を「神意」に包含して使用する。今一つ、神意と愛は愛とだけ1語をもって記し、理念についてであれ事実についてであれ、普遍的、絶対的の完成態と2つの形容詞しか付さない場合であっても、実際には、普遍的、絶対的、究極的、(超越)的完成態を意味していることを付記したい。普遍絶対主義と「愛の宗教」とが互換的であること、そして、「ご利益主義」とは真逆の関係にあることについては、再言するまでもなからう。島田裕己『世界でいちばんご利益のある宗教は何か』徳間書店、2015年4月15日

が、それらに反する残酷な事態に憤り、改善を本務とするからである。啓蒙告発の前提となる「あるべき状態」、理念、の差異によって現状依存と現状変革の2様の自覚化⁵が考えられる。巻頭(1)「はじめに」でもって、強調したのは、現行憲法規定の公正な適用、すなわち、現行憲法解釈、が権利実現へのあるべき権利基準である、とみなしての問題提起、すなわち、現行社会通念と常識を解釈基準とする憲法遵守の請求であった。しかし、(2)本「おわりに」でもって、強調しなければならないのは、憲法判断の請求原理は憲法解釈の理念如何を問うことではないか、すなわち、通念、常識を超える基準を提示しての憲法解釈の請求であったはずだ。これは一層重要かつ難しい要件、憲法理念自体の一層の深化、豊潤化と共有普遍化して請求原理とする課題である。憲法理念の意味内実を一層拡充徹底して実効化を図る、憲法理念の究極普遍化であって、この課題こそ、実定憲法の実効化にとって、必須、無限の課題と言わなければならない。換言すれば、科学、司法、宗教という真理、正義、神意と愛という基準を不可欠とする人間存在にとって、規範価値の顕在化と普遍化を価値基準とも請求原理とすることが枢要、不可欠な要件であるかを解明するが、これにより、巻頭「はじめに」以下の主題と展開が、いかに粗雑だったかが明白になるとしても、第2編司法界での事例を主として、明確化しておかねばならない。

自由も権利も、そして、諸他法概念も、法文法規に記載されていれば、それ自体で自明であるかの想定でもって、吟味検討しているのが、憲法論議であり、法廷闘争であり、学的究明である。これは、途方もない背理、逸脱であるが、神の教えまでもが既存の教説それ自体で自明であるかのように、教示してきたのではないのか。本小論でも、この無自覚的憶見を不問にしたままで、主題を展開したが、問題の核心は、その壁を打ち破ること、すなわち、憲法他に保障されている諸権利の意味内実と適用は、それらを考察究明する基準と枠組みの進捗に応じて解明実効化されること、そうであれば、基準と枠組みの進捗の度合いに応じて意味、適用の内実が開示され、基準と枠組みの共有普遍化が、内実の意味、適用の共有普遍化を保障するものとなることとなる。もちろん、基準と枠組みの共有普遍化とそれに基づく内実の意味、適応の究極絶対的到達点の抽象的表現が、大別して、非超越的次元においては、真理と正義、超越的次元においては、神意と愛と称されるとしても、いずれも、人間的営為をもってしては達成されるはずはなく、一定時点において、真理と正義、神意と愛と称される達成態は、常に、暫定的、漸進的なそれに留まっていることは言うまでもない。にもかかわらず、一定時点における普遍的、絶対的基準と枠組みをもってしなければ、当該時点における、暫定的、漸進的な真理と正義、神意と愛に基づいた事実規定と現実自覚が覚束ないことを、少しく、説明しなければならない。

問題提起への二つの立場

— 「はじめに」での予備的立論と「おわりに」での核心的再論 —

先ずもって、問題提起には2様の仕方がある。問題について、問う側と答える側とが、問題理解とそのための基準を共有しているとの‘相互信頼’を踏まえて、相対するのが一つの立場、今一つは、理解と基準についての確認合意を達成した上で相対する立場、前者でもって了解可能であるとみなすのが日常的で、後者は稀である。しかし、そのようにみなす通常の立場は、通念と常識を唯一の基準とするもの、通俗社会の反映、に他ならず、真実へ導くものであろうか。本小論での筆者の立場は否であり、学界、司法界、宗教界での核心的問題解決も同様でなければならないと考えるが、無関心無頓着のままなる暴論が各界に罷り通っている。次の例示にご確認願いたい。

⁵ 前2ページに説明したとおり、正確には、現状依存は自覚化ではなく、現状埋没の自覚欠如に相当する。

憲法法規規定は、文言自体で自明ではない

総則的権利規定ではあるが、次の憲法規定は誰しもがそらんじているものであろう。

「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」（第十一条）

「すべて国民は、法の下に平等であって、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。」（第十四条 ①）

そこで問わなければならない。「国民」「権利」「基本的人権」「平等」「差別」等々の意味内実とその適用範囲は、文言自体で理解可能であるのかないのか、と。自明という者であっても、自明でないという者であっても、自己が現在所持している知識を前提として、そのように評価判断しているのではないのか、と。そこで再び問わなければならない。現在所持している各人の知識常識を判断基準としていて、それでいいのか、と。それへの答えを待つまでもなく、実際上は、基準は各人各様、まちまちであって、そのような多様な基準にほおかぶりして、基本的権利侵害の有無を評価判断していいのかどうか。被侵害利益権利について、法的回復を求める公的手段の一つが裁判ということになるが、しかし、そこでも、裁判結果を左右するのは、一般人と専門家を問わず、往々にして、常識とか社会的通念と称されるもの、最終的には裁判官が有している固定観念を価値基準とし、それを超える理想、理念が、勘案重要視されることはまれである。本小論「はじめに」では、憲法規定の理解と判断基準が、あたかも、文言規定に自明で万人同一であるかのように、それに覚醒保持さえすれば、被侵害事実は、おのずから白日化され、権利回復、確立を結果するかのように、司法裁定を含む通例の問題処理を記したが、それが常識、社会的通念を基準とし、その枠内での吟味、「井の中の蛙」同然の体制埋没に留まることを明言しなかった。問題忌避、回避に近い簡略化の科は免れずお恥ずかしいこと故、以下に、本小論での課題の核心を明らかにして、課題の全容解明の責を果たしたい。

事実は万人同一ではないことを示す 3つの事例

「目あっても見ず、耳あっても聞かない」（マルコ 8 : 14 - 21）

「なぜ自分の目の中の丸太に気づかないのか」（マテオ 7 : 1 - 6）

誰も見る目は同じ、聞く耳も同じ、にもかかわらず、同じ事象を見ていても、なきに等しい事態が余りにも溢れかえっている。次に掲げる 3つの事例は、安倍首相の目と心には事実となっているのかどうか。そして、わたくしたち一人一人にとってはどうなのか。記事の転載を許されたい。

事実 1 格差と貧困「ワーキング・プアという最大多数」

「貧困はあってはならないが、多少の格差は仕方がない—そうなのだろうか。

日本社会における最大多数の貧困層は、ワーキング・プア、すなわち働く貧困者である。フルタイムで働きながら年収 200 万円以下の収入しかない民間の労働者が、二〇一三年には一一九万九〇〇〇人にのぼっている。民間企業で働く人の二四・一％である。一五年前の一九八八年にはそれぞれ七九三万三〇〇〇人、一七・五％であった。働く貧困者が、一五年の間に一・四倍に増加している。こうして日本は、フルタイムで働きながら貧困状態にある人が労働者の中で最大多数を占める国となり、しかもその層は膨らみつづけている。

言うまでもなくこの状況は非正規雇用の拡大によってもたらされた。非正規雇用の労働者は昨年、労働力調査で二〇一二人を超え、労働市場全体の三八・〇％を占めるに至った。… …

仕事を失った非正規労働者は、ほとんどの場合、ただちに生活に困窮する。二〇一四年の調査では、二人以上の世帯で年収三〇〇万円未満の層で、貯蓄などの金融資産をもたない世帯は四〇・

一%、単身世帯では四五・二%に達する。収入のない二〇代単身者では七割を超える。…」(金融広報委員会「家計の金融行動に関する世論調査」による)⁶

「日本社会における最大多数の貧困層は、ワーキング・プア、すなわち働く貧困者である。」

現代豊饒社会に生存権さえ脅かされているワーキング・プアは数十万単位ではない。この事態に、安倍首相にしろわれわれ庶民にしろ、もし、戦慄を覚え、憤りを感じないというのであれば、良心・良識をも連帯意識をも失っているのではないのか。自己責任という弱肉強食のすり替えをもって、悲しみをも怒りをも感じない感覚麻痺、体制埋没の無関心に陥っているからではないのか。「16.3%、6人に1人、が貧困家庭に属する生徒・児童」に自己責任といえる政治家は人面獣心、「就学権」(憲法26条)と「文化的生活権」(同25条)の侵害なしとして焦眉の課題とせず、「二〇一二万人を超え、労働市場全体の三八・〇%を占める非正規雇用の労働者」が、「労働権」(憲法27条)と「文化的生活権」(同25条)は保障されているとして無視されているのは、憲法判断には憲法理念、「あるべき基準」「本来の姿」「達成すべき目標」の覚醒が不可欠であるという、基本原理(性根)を喪失しているからではないのか。為政者にしろ、われわれ庶民にしろ、「あるべき基準」、理念の不可欠性を自覚せず、責務と当為性をうしなつた輩は、憲法自体を否定し、放棄しているに等しいと断言しなければならない。

事象 2 人質解放の失敗とバッシングの蔓延

『週刊ポスト』(2015.2.13)の下記コピーが目にとまった。

「3か月交渉の失敗」も「記者会見での嘘」も…こうして真実は国民に伏せられた」

「安倍官邸と大メディア 政府批判は“非国民”」「恐怖の盟約」

どこの独裁国家についてかとわれを疑う見出しだが、その解説は次の通りになっている。

「かつて我が国は、国民の命も国益も顧みず、一部の権力者と好戦的な軍部の思惑に引きずられて戦争の泥沼にはまった。引き返す、あるいは立ち止まるタイミングはいくらでもあったが、それを封じたのは「非国民」という言葉だった。政府や軍の言動を少しでも批判すれば、「お前は日本の敵だ。日本人じゃない」と罵倒され、言葉を封じられて社会から疎外された。いま安倍政権を批判すると、「お前はテロリストの味方なのか」と大メディアに叩かれる。恐ろしい国になったものだ。「正しい意見」かどうかの前に、「政府の意見に反するか」が問われるこの風潮に国民が「慣れ」てしまえば、もっとおぞましい国家的危機が起きかねない。」(32ページ、以下引用は本文から)

どこかの独裁政権下のことではなく、まさしく、わが国の危惧すべき現況報告である。憤りを感じないとすれば、世も終わり。詳細は以下の通り—

「人質事件はイスラム国が日本に仕掛けたテロ行為であり、最も憎むべき「悪」はイスラム国側であることは議論の余地がない。

しかし、だからといって野党やジャーナリストまで政権批判を許されないなら、それ(で)は言論の自由なく大政翼賛体制である。日本政府が国民の生命を守ることに全力を挙げて取り組んできたかどうかを検証することこそ野党とジャーナリズムの国民に対する責任ではないのか。…

「言論の府」のはずの国会では、魔女狩りを恐れて民主党から共産党までものがいえなくなり、安倍批判がほとんど消えた。国民の代表である議員の発言をこうも簡単に政府や所属政党が封じられるのなら、議員1人に年間1億円近い税金を使う意味などない。

そして後藤氏の解放に向けた交渉過程では、政府のシナリオを後押しする報道一色となった。NHKなどは、わざわざ解説番組で安倍首相の責任を否定してみせ、大新聞は社説で批判する

⁶ 河添誠「制度的差別としての経済格差—平等を求める社会運動の復権—」『世界』2015.3、94 - 100頁より

者を徹底糾弾した。 …

「安倍批判＝イスラム国加担」という論理を振りかざして政権批判を封じ込めたメディアが、今度は「こんなときに不謹慎」と自分たちが批判されることを恐れて自主規制に走る、自粛ムードのなかでは一層、政権批判がしにくくなる。…

安倍政権は（小泉政権の郵政民営化をめぐる世論操作より）もっと極端に、「安倍を批判するものはテロリストの味方」と乱暴な論理で（大手マスコミ等々、両括弧内追加）支持層に反対派を潰せとけしかけている。これはイラク戦争に突き進んだ際に米ブッシュ政権が使った手法を真似たものだ。ブッシュ氏は当時、テレビに出演しまくって、「愛国者なのか、テロリストの味方なのか」と国民を脅した。

人命も言論の自由も軽視された今回の事件は、より大きな国家の危機を暗示している。」⁷

2014年8月5日、朝日新聞は右翼勢力による怒涛の糾弾に屈服し、正式に慰安婦報道を取り消した。記事に責められるところがあったとしても、報道の使命と言論の自由、そして、なによりも権力の暴走抑止の責務までも放棄するとは、基本的人権の否定、国民への背信と映る。戦後一貫堅持してきた憲法遵守、平和主義の‘社是’がかくも脆かったとは、あるいは商業主義にまみれ、権力への迎合、自主規制に走らねば延命できない世の中なのか。これらが政権中枢が操作する弾圧によるとすれば、誰かを非難して済むことではない。⁸

事象 3 原発事故の不当責、ならびに、知る権利、報道の自由権、批判精神等の抹殺等

今一つ、信じたくない記事が目にとまった。矢部宏治による原発事故に関するもの、時代逆行的どころか、目下進行形のわが国の本姿を問うている —

「三・一一以降、日本人は「大きな謎」を解くための旅をしている。

本当にそうだと思います。二〇一一年三月、福島原発事故が起きてから、私たち日本人は日々、信じられない光景を目にし続けているからです。

なぜ、これほどの巨大な事故が日本で起こってしまったのか。

なぜ、事故の責任者はだれも罪に問われず、被害者は正当な補償を受けられないのか。

なぜ、（歴代首相や - 追加 - ）東大教授や大手マスコミは、これまで「原発は絶対安全だ」と言いつづけてきたのか。

なぜ、事故の結果、ドイツやイタリアでは原発廃止が決まったのに、当事者である日本では再稼働が始まろうとしているのか。

そしてなぜ、福島の子もたちを中心にあきらかな健康被害が起きているのに、政府や医療関係者たちはそれを無視しつづけているのか。

だれもがおかしいと思いながら、大きな流れをどうしても止められない。解決へ向かう道にどう踏み出していかわからない。そんな状況がいまもつづいています。」⁹

⁷ 「安倍官邸と大メディア「政府批判は“非国民”」恐怖の盟約」『週刊ポスト』2015.2.13、32 - 35より

⁸ 田崎史郎は近著冒頭に、「毎日開かれる秘密の正副官房長官会議」について明言する。「首相官邸ではほぼ毎日、首相・安倍晋三を中心に開かれている重要会議の存在を知る人はごく限られている。…しかし、この会議で政権の基本方向、すなわち日本の針路が定まり、各省から出向している官邸スタッフも会議内容を知ろうと聞き耳を立てる。非公式ながら、首相官邸で日本を方向づける最も重要な装置と言える。集団的自衛権の憲法解釈を変更する閣議決定の時期も、この会議で決まった。…

政権側の「隠し廊下」を通して、ある時間に首相執務室に集まってくるのは官房長官・菅義偉、副長官の加藤勝信、世耕弘成、杉田和博の四人。これに主席秘書官・今井尚哉が加わって計六人で、（ここで、官製株価操作もマスコミ・コントロールも実施されている。）」※1

と。古賀茂明は、「マスコミを支配することが安倍政権のトップ・プライオリティだ」と明言する。※2

※1 田崎史郎『安倍官邸の正体』講談社、2015、26 - 29

※2 古賀茂明、『SIGHT - 総選挙で自民党は勝っていない - 』2015、15 - 31。『世界』1月号での高橋哲也、海度雄一他、諸論考をも乞参照

⁹ 矢部宏治「はじめに」『日本はなぜ、「基地」と「原発」を止められないのか』集英社、2014年10月1 - 2頁より。古川元晴・船山泰範『福島原発、裁かれないでいいのか』朝日新聞出版、2015参照。なお、

事実は万人同一ではないはずなのに

今、わが国に、22 万人にのぼる震災・原発事故被災者がいつ帰れるかの見込みもない避難生活を強いられていることに、どれだけの痛みを感じているというのだろうか。年収 200 万円以下のフルタイム労働者が 1000 万人、非正規雇用者が 2000 万人を突破している事態を我がこととして深刻に受け止めている者はどれだけいるというのだろうか。繰返さねばならない。

「目あっても見ず、耳あっても聞かない」（マルコ 8 : 14 - 21）

誰しも見る目は同じ、聞く耳も同じ、にもかかわらず、同じ事象を見ていても、なきに等しい事態が余りにも溢れかえっている。安倍首相の目と心には事実となっているのかどうか。そして、わたくしたち一人一人にとってはどうなのか。「あるべき」事態を自覚しない者には、「あるがまま」の事態などあってなきに等しくなっている。

上記事象 1～3 は、誰にとっても周知の事象ではないのか。にもかかわらず、余りにも日常的なためにか、それが、自己決定・責任による当然、当たり前のこととみなされて、あってもなきに等しく、悲惨な事実とも、人権侵害とも映らず、不問に付されている。安倍首相をはじめ憲法改正を唱えている政治家が「文化的生活権」についての憲法第 25 条等々の条文を知らないわけではない。知ってはいても、活字文字面のことで、憲法違反、人権侵害にかかわる深刻な事態とはみなされない。同じ事象を目にしている、深刻な事態とみなすか否かは、人格の尊厳、人権の確立等々、人間社会のあるべき姿、本来の様態、という理想、理念、あるいは、人間の生まれながらの権利、という基準と枠組みを堅持していなければ気にするまでもない些事である。同様に、崇高な理想、普遍的原理等々、理念を欠如したとたん、あつてなきこと他人事、日本国憲法といえども現状追随・体制埋没の空文となることを意識欠如の政治指導者に確認しているに過ぎない。各界権威者・専門家が代弁するはずの公益が十分に普遍的ではなく、私益を代表するに過ぎない事態であることを看過する訳には行かない。

憤りは公益 Bonum Publicum、理想態、がどれほど堅持されているかに比例する

権利自由が主権者に誰かれのさなき普遍的要件であることを自覚する者であれば、事実 1～3 のどれに対しても、憤らずにはいられないはずである。もし、憤らないのであれば、憲法規定は空文化しており、受益側としては期待感を放棄し、公益実現の専門家側としては、あるべき理想、本来の理念、の実現に無関心となり、実現すべき人間文明（社会）のために託された役割・責務に無自覚となっているからではないのか。これが実態であるとする、学界、法曹界、宗教界のどこに身を置く専門家であれ、社会的選良エリートとしての責任を問われざるをえない。

政府事故調畑村洋太郎委員長の見解では、（政府事故調では）「福島原発事故で何が起こったか」さえ、時間的制約と組織上の制約から、十分にできたとは思えない。」と言いながら、田中三彦、A.ガンダーセン等の懸念する地震による配管配線の損傷による電源喪失事態の解明を看過して津波原因説を流布し、再稼働に与している。その上、次の「委員長所感」、

「事故は起こるものとして、どのようなことが起こるのか、その被害を最小にするにはどうすればよいか、と考えることが、事業者や規制機関、政府や関係自治体、また国民にも必要であることを肝に銘ずるべきである。

そのためには、事故が起こらないようにすることだけを考える“防災”という考え方だけでは不十分で、**事故がおこることを前提**として“減災”を考えなければならないのである。」を述べている。これが政府事故調査委員会委員長、安全学の権威、の見解なのか。吉田昌郎所長が“東日本全滅をさえ覚悟した”事態、おびただしい数の被災者が帰還の見込みもない避難生活を余儀なくされている現状を知りつつ、口にはできる言葉なのか、開いた口が塞がらない。畑村洋太郎・安部誠治・渕上正朗『福島原発事故はなぜおこったかー政府事故調核心解説ー』講談社、2913.4、200 頁。なお、朝日新聞が報道した「東電職員職場放棄/一時避難」記事（2014.5.20）の評価については、賛否いずれの立場からのもであっても、あたかも、吉田所長の指揮命令も、伝達経路も、事態の推移も、東電責任者の対応も、全部終始一貫して前後の変化変更もなかったかのごとき憶断を前提としているようではない。仔細省略、乞寛恕

各専門領域における公益の守護者であるあるはずの彼らに託されているあるべき理想態と実現態との落差がいかほどかであるかを自覚堅持し、いかほど実際化してリードしているのか、と詰問し続けて来た憤りと怒りの苦闘史の一端を披露せざるをえなかった。まさに、本来性（理想、理念の保持）という（価値）基準（規範）なくして人間秩序なし、わが国の歴史認識と関連して、ワイゼッカー大統領の「過去に目を閉ざすものは現在にも（未来にも）盲目となる」との香り高い演説¹⁰を想起しないわけにはいかない。

いつ終息するとも知れない世紀の惨状を前にして、地震、津波、大雨洪水、雇用、政治、経済、先行き不安、治安、騒乱、テロ、内戦等々、天災なのか人災なのかの区別を問わず、一国の情勢がグローバルに波及しかねない、問題はとめどを知らない。もはや経済、政治、環境等々、複雑化した難問は、国際協調なしには対応不能であるにもかかわらず、近視眼的自国中心主義、排外対決おかまいなしの扇情政治が跋扈する。先ずは、人命重視、友好平和が最優先であるはずなのに、政治指導者に責任ある姿勢は見られない。中でも現安倍政権による平和憲法形骸化への暴挙の数々は、ナチによる政権奪取（麻生太郎副総理談、2013.8.1）を思わせる。昨年末の総選挙でもって過半数の議席を獲得、圧倒的信任をえたと嘯いて¹¹断行し続けるものだけでも、特定秘密保護法をはじめ集団的自衛権の行使容認、武器輸出から海外での武力行使、戦後70年を機とする歴史認識の捏造¹²等々、戦後民主主義に逆行する強権政治が日常化し、政権中枢からの言論弾圧等の組織的締め付け（前出）は、国家テロかクーデタを疑わせるほど、民主主義的価値理念を共有する平和主義などおくびにも出せない事態である。総じて、国内的には自粛ムードによる沈滞、国際的には対立激化を必然化し、改憲公約などもはや無用の長物を思わせる。往け行けドン

10 「ヴァイツェッカー大統領演説（1985.5.8）」『荒野の40年』岩波書店、1986、16頁；2009新版、11頁

11 獲得投票数と獲得議席の実態は次の通りである。

「今回の総選挙で、自民党が圧勝したように言われていますが、棄権者をも含む全有権者の中での得票割合を示す絶対得票率で見れば、自民は比例代表選挙で16・99%、小選挙区で24・49%に過ぎません。（にもかかわらず、290、61%の総議席数を獲得しました。）

（小選挙区・比例別では）自民党は、今回の総選挙で、小選挙区は得票率で48%で222、76%の議席を獲得しました。

得票率に比例して獲得議席数が決まる比例代表選挙での自民党の得票率は33・1%（で68の議席 - 38% - を獲得しましたが、）絶対得票率では16・99%でした。

自民党の総得票数は2012年の前回選に比べてわずかながら減少し、有権者全体に占める得票割合、絶対得票率は24・49%、約25%です。

小選挙区で落選した候補に投じられて議席に反映されなかった「死票」は2540万票で、全体の48%にも達しました。

（与党総数では自民290、公明35、を合わせて485議席中、325議席、67%です。）

（翌12月15日の『読売新聞』では「自公圧勝325」と報じられました。）

出典：「ちきゅう座」<紅林進><http://www.chikyuzo.net/> ただし、丸括弧内筆者

不思議なことに、選挙後の分析検討では、「大富豪（かど貧民）」の独り勝ちを許す小選挙区制の矛盾は取り上げられず、しかも、全国的に展開されている弁護士連による「一票の格差」訴訟でも瑣末な点しか提起せず、あたかも権力者同士の「掛け合い」のように感じられる。菅原琢「『自民党圧勝』と冷めた世論—データ分析が示す日本政治の歪み」『SIGHT - 総選挙で自民党は勝っていない - 』2015、76 - 89、他

12 シャングリア・ダイアログ

「二〇一四年五月三〇日、安倍首相は、シンガポールで開かれたアジア安全保障会議（シャングリア・ダイアログ）で基調講演した。その中に以下のような一節がある。

国際社会の平和、安定に、多くを負う国ならばこそ、日本は、もっと積極的に世界の平和に力を尽くしたい、「積極的平和主義」のバナーを掲げたい……自由と人権を愛し、法と秩序を重んじて、戦争を憎み、ひたぶるに、ただひたぶるに平和を追求する一本の道を、日本は一度としてぶれることなく、何世代にもわたって歩んできました。これからの、幾世代、変わらず歩いていきます。」（160）

どこの国の話であろうか。しかも、後述するようにシンガポールでこのような発言をするとは驚きである。」

「『美しい日本人』と同じく、幻である。」（170）

内田雅敏「浅薄な歴史認識は何をもたらすか—歴代政権の歴史認識と安倍談話—」『世界』2015.3、160-171、160。
古賀茂明「堂々とウソをつける男安倍晋三」『国家の暴走 - 安倍政権の世論操作術 - 』角川書店、2014、4 - 9

ドンの独裁者に、「憲法遵守」の第 99 条もあってなし、「物言えば唇寒し秋の風」（芭蕉）が身辺に及び、最早近隣諸国のことでないとなれば、「失われた日本を取り戻す」悪夢はすでに現実のものとなっているのではないかとさえ思われる。

虚偽意識 (False Consciousness) の支配 (二重思考 Double Thinking) とは何と怖ろしいことか。同一言語が、二重の、正反対の、意味をもち、被支配者は支配者の意志に従うほかなく、遂には、両者間の相違を抑圧無自覚化し、被支配者は支配者に隷属一方の事態となる。ジョージ・オーエルは、小説『1984』(1949) で、65 年も前に、預言して言った。

WAR IS PEACE	戦争は平和である。
FREEDOM IS SLAVERY	自由は屈従である。
IGNORANCE IS STRENGTH	無知は力である。

George Orwell, 1984, 高橋和久訳『一九八四年』早川書房、2009¹³

と。「1984 年」になれば、独裁者が統治するようになり、人間の内面までも完全管理される社会が到来するようになる (かも知れない)、と。何事においても為政者、独裁者、の言いなりの状態となれば、まさに、戦争は平和、自由は屈従、無知は力、と盲従する事態となる、と。当時、共産主義社会の出現にその実例を確認したようであったが、少なくとも啓蒙思想以前の社会では、支配者の意に被支配者が従うのが常道ではなかったか。¹⁴

ここで不思議なのは、同じ平和憲法が、なぜ、戦争推進憲法に急変しえたのかの理由であるが、それは、ひとへに、憲法規定の実効性は条文法規の文言によるのではなく、それを解釈する理念の涵養いかんによっていかようにでもなるからに他ならない。極端な事例が、先に指摘した、自衛権を主とする (国際) 正義と既得権益を正当化する (国際) 法を絶対化し、憲法規範が理念体系であることを無視して現実回帰を専らとする現実至上主義を目論む、次の自民党改憲案にその実例を明記して批判しなければならない。¹⁵「自衛のための戦争」も「平和のための戦争」も矛

¹³ 海度雄一「イングソック真理省のスローガン」「私たちは委縮しない」『世界』2015.1、105-112、105、参照

¹⁴ カトリック教会に見れば、イエズス会の創設者イグナチオ・ロヨラが「すべてにおいて正しくあるよう、われわれが白とみえたことも、教階制度にもとづく聖なる教会が黒であると決定したら、…その定めた黒を信じなければならない」(『霊操』(1523 年)エンデルレ書店、1956、224 頁)と論じているのが顕著な例である。有態に言えば、実際には、支配者による被支配者の操縦統制は常時実施されており、封建主義社会においても民主主義社会においても、権力格差、強権支配による操作忍従をいかほど焦点化するかの問題ではなからうか。トマス・ピンチオンは、「戦争は平和」「自由は屈従」「無知は力」と洗脳する<二重思考>が現代を支配していると、次に通り記している。

「<二重思考>はオセアニアを統治する各省の名称の背後でも作用している。平和省は戦争を遂行し、真理省は嘘を吐き、愛情省は党の脅威になりそうな人物を片っ端から拷問し殺していく。もしこれが馬鹿馬鹿しいほど異常に思われるなら、現在のアメリカ合衆国に目を向けて欲しい。戦争を造り出す装置が“国防省”と呼ばれていることに疑問に思っている人はほとんどいない。同様に、司法省がその恐るべき直轄部門である FBI を用いて、基本的人権を含む憲法の保障する権利を踏みじっていることは、十分な証拠が書類として提出されているにもかかわらず、我々はその省を真顔で“正義の省”と呼んで平気である。表向きは自由とされている報道機関も、常に“バランスの取れた”報道にすることが求められ、あらゆる“真実”は、同等の価値を持つ正反対の情報によって即座に去勢される。世論は日々、修正された歴史、公式的な記憶喪失、明白な嘘を与えられているのだが、そうした情報操作はすべて好意的に

“ひねった解釈”などと呼ばれ、楽しみにスピニングするメリーゴーラウンドと同様、何の危険もないと考えられている。我々は伝えられることが真実でない知りながら、それが真実であって欲しいとも思っている。信じてと同時に疑っているのだ。結局、多くの問題に対して簡単に態度を決めずに少なくとも二つの見解を持つことが、現在の超大国における政治思想の状況ではないだろうか。言うまでもなく、その地位に、可能であれば永久に、留まりたいと望む権力者にとって、これは計り知れないメリットがある。」トマス・ピンチオン「解説」ジョージ・オーエル『1984』新訳判、早川書房、2009、490 - 491 ページ

¹⁵ 自民党政権綱領自民党マニフェストに、「改革」といって改悪破壊する論理はもとより、戦争協力を「国際平和支援法」と詐称するなど、究極的目的を理由としてあらゆる手段を正当化する暴理を用いて怪しまない。前記『1984』にあるように、「(積極的)平和とは戦争」のこと、「戦争とは(積極的)平和」のこと、なぜなら、目的、「積極的平和」、はいかなる手段、「戦争」、をも正当化できるからである。1992 年当時の国連事務総長だったガリによって発表された報告書『平和への課題 Agenda for Peace』はその典型である。ガリの構想は国連の役割を積極的に強化し、国連要員の派遣や平和強制部隊の創設、平和創造

盾の極み、平和は、非暴力、平和的手段による¹⁶ 以外にはありえない。安倍首相の唱える「積極的平和」が虚言であることについては、注記文献¹⁷ を乞う参照。

「井の中の蛙」に貶めることこそ憲法の本義とする自民党憲法改正草案

崇高な人間活動のお手本は、現実社会の儀礼か習俗¹⁸ であって、それをもって本来の姿、基準、当為、とみなして、多数者の慣習に沿った自由と権利、既得権、を絶対化して、少数者の（「固有」「自律」「排他」的）自由と権利を認めない「井の中の蛙」の暴論が罷り通っている。2012年（4月22日）に公表された自由民主党の「日本国憲法改正草案」である。そのうち、ここでは第九条「戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認」を例とするのではなく、¹⁹ 第二〇条「信教の自由」を例として説明する。「改正草案」第二〇条第3項では、

「国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りではない。」

としている。前半は現行憲法と大差はないが、「ただし」との前置きをもってそれに追加される後半では「社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りではない」として許容している。一見穏当であるかのようだが、実のところは、いかなる宗教行為であっても、それを「（宗教活動であるか否かにかかわらず、）社会的儀礼又は習俗的行為（だけ）である」と我田引水に解釈して、国家自治体の（宗教）活動を公認する道を開いている。「神道は宗教に非ず」「神社参拝は愛国心と忠誠心の表明（だけである）」として、尽忠報国、滅私奉公を宣揚した国家至上主義を合憲として確保する「戦前回帰」を目論んでいる。神社参拝をも靖国合祀をも社会的儀礼と習俗的行為に還元して合法化してしまえば、「信仰の自由」の基本的人権は消失し、国家神道と戦争神社への強制を、「信教の自由権」侵害と「政教分離原則」違反でもって権利回復を唱える余地は最早ない。

今、国家神道と英霊崇拝が国民の圧倒的多数の習俗であるとする。これが、たとえ、事実であったとしても、多数者の習俗でもって少数者の信条、「信教の自由権」と「政教分離原則」、を侵害していないと理（誤）解していなければ、改憲草案の規定は提起できないはずである。しかし、多数者の習俗を少数者の信条に優先させ、自由権とか原理原則は有害無用とすることは、体制維持の習俗慣習だけを、排他的に、絶対化し、「日本国憲法」を廃棄することに他ならない。それは、人間主体に普遍的な「あるべき状態」、「本来の人間性」、を否定排除することに等しく、多数者の「あるがままの」²⁰ 習俗慣習だけを「あるべき」権利であるとして排他絶対化する

の実践を意図するものであったが、ソマリア内戦への介入が無惨な結末をもたらしたことによって、その矛盾が明白になり、破綻した（ウィキペディア参照）。なお、国連憲章第7章に規定されている国連軍の創設・出動の不成功の事例に、主権国家の連合である国連の限界・矛盾が明らかとなっている。

¹⁶ J.Galtung, *Peace by Peaceful Means*, Sage, 1996；奥平康弘「誇りのもてる国となるために」、梅原猛他『憲法九条は私たちの安全保障です。』岩波書店、2015、42 - 47；森達也『すべての戦争は自衛意識から始まる』ダイヤモンド社、2015

¹⁷ 内田雅敏「浅薄な歴史認識は何をもたらすか—歴代政権の歴史認識と安倍談話—」『世界』2015.3、160-171、160。古賀茂明「堂々とウソをつける男安倍晋三」『国家の暴走 - 安倍政権の世論操作術 - 』角川書店、2014、4 - 9；「安倍外交の誤算」『サンデー毎日』2月8日号、24 - 27；孫崎亨『戦後史の正体』創元社、2012

¹⁸ 本項では、これまでの用語である通念、慣習に代えて、改憲草案に従って、儀礼と習俗を使用する。

¹⁹ 第二〇条よりも、第九条の方が、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求するから」「国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」として、「戦争放棄」は戦争に対置される平和理念に基づくものと明言して理念としての憲法の基本的性格が明確に表現されている。

²⁰ 便宜上の対比のために、「あるがままの」状態と記したが、「あるべき」状態の定立なくして「あるがままの」状態の自覚はありえないのだから、その状態は文字通り「井の中の蛙」である体制埋没に他ならない。

以外の何ものでもない。人間主体と社会秩序の「あるべき状態」、「あるべき本性」、を否定排除したところには、主体と秩序はおろか、法も自由も権利も失せて、体制埋没の「井の中の蛙」の隷属しか残らなくなるが、自民党「改憲草案」はこの人格否定を宣言肯定して憚らない。体制護持、軍拡強国に目がくらみ、「あるべき」「本来の」自由と権利を否定排除してやまない基本姿勢は、「自由」「民主」「政党活動」とも無縁のもの、理想態、理念態を涵養することなくしては、現実直視もままならない。本小論各編での主題が、拒絶反応に等しい意、痛ましい経緯と結末しか得られなかったのとどうように、目あっても見えなくなっている事態の論理必然性の結果である、とはいくら強調してもし過ぎることではなからう。

自民党改憲案は、他者を「井の中の蛙」に閉じ込めるだけではなく、自己をも「井の中の蛙」として憚らない、井の中の蛙の化身 現身である。

自民党改憲草案の批判的総括

現政権の憲法廃棄状態を招いた原因は、実態優先、現実尊重、の名のもとに、原理原則の無視、憲法の規範性、特に、憲法が基本理念の大系であり、理念はどこまでも普遍化されねばならないとの認識欠如である。いうまでもなく、日本国憲法は、人格の尊厳と平和主義、あるいは、人間主体の尊重とその普遍的確立、を根元的価値とし、その実現のために不可欠とみなされる諸価値原理をもって構成されている。これらは、いずれも、当為性、拘束性を帯びた価値理念であって、本性的であるとはいっても、充足されるべきもの、常に未達成で、充足されるべき課題である。それら憲法の理念としての本質は、憲法成立を可能とする暗黙の前提であるとともに、憲法前文、本文第 11 条、12 条、97 条他、ならびに、各個条に達成課題として規定されている。とすれば、憲法各条の規定字句条文の表記、でもって意味理解は終結し、人間主体に本来的諸要件を充足してはじめて成立する意味内実を無視するようでは、人格主体の権利・自由も幸福安全も保障することにはつながらない。意味自明論も現実即応論も、近視眼的視野狭窄、「目あってもみえず、耳あっても聞こえず」、何事にも当該社会の枠組み内での論理構成では、自他の差異、課題の設定、責任分担、… だけではなく人格主体の自覚をさえ喪失しかねない。憲法法規が人類普遍の原理を公言しているのであれば、それが保障する人権理解の人格主体が自他ともなる「普遍（妥当）的本性」の「普遍的適用」を伴っていなければ論理矛盾も甚だしい。法と人間主体の、「あるべき本性」²¹ という普遍的、絶対的、究極的、超越的価値規範、基準が常時促進的に豊潤化、実効化されねば、人格主体の尊厳確立も普遍的適用も可能とはならない。真理も正義も愛も、理念を最も単純化して表した普遍性と整合性の要件であって、これを換言すれば、主として、真理とは、行為、秩序、構造等々に関する知的レベルでの整合性、あるいは、普遍性として、社会的レベルでの正義（と善）とは同一事象に関する社会的レベルでの整合性、あるいは、普遍性、そして、神意と愛とは、人間をはじめ全存在の日常・非常、通常・超越等々を包含して意義付ける普遍究極的価値の抽象的体系として表現される。意味自明論、現実即応主義は、ともども、普遍原則とも整合原則とも相容れない。なお、各レベルにおける真実の抽象的、相対的別称である（各時点での）真理、正義、神意は、（勿論暫定的、漸進的にではあるが）定言命法に相当する普遍的規範、命題、をなしている。

²¹ 英語で nature といえば、①自然、天然、が先ず上げられ、その次に②本性、天性、性質、と続くのが通常であろう。しかし、ラテン語で「natura」というのであれば、「自然」よりも「本来性」のことに違わず、「あるべき本性」とか「当為性」を意味しなければならないはずだが、「あるがまま」（の自然）または「現実態」を、「本性」と誤解している向きが少なくなく、ルネッサンスのモットー「自然に帰れ」とか、日本文学の自然主義なども曖昧至極で、本義を無視しているように思えてならない。スティーブン・ピンカー『人間の本性を考える』上中下 NHK ブックス；同『暴力の人類史』上下、2015、青土社参照

ここまでの要点

本「おわりに」の前半として、明確化しなければならなかった最重要事項は、いかなる事実、現実を取り扱うにしても、その成立を可能としている本性、あるべき状態、最も充足した理想態である理念を前提にしなければ、合理的、科学的考察は可能とならないということであった。

理念の絶対不可欠性は特に権利自由を保障する憲法、法規（及び聖典聖書）が主題となる場合に顕著であって、この核心的論拠の欠如が、本小論のいずれの主題においても、非理非道な対応しかえられなかった最大の理由であると、紹介解説した。特に、各主題が当該領域における核心的位置を占めているのであれば、その反応が尋常でなかったことは当然かも知れない。

本小論で紹介した3つの事例報告は、各社会体制の成否にかかわる根本問題について当該権威権力者に糾すものであった。既存体制の存続にかかわる深刻な不条理性とより妥当性を具えた新秩序構築必要性の喚起であった。無惨な結果しか得られなかったのは、不動の外観を装う権利主義体制であっても、その成立が問われかねない問題については、応答自体が自己否定につながりかねず、それへの回答は自殺行為となるからではなかったか。もし、抗議論難が正鵠をついており、それに同調する返答を行うというのであれば、大局的にはいざ知らず、現行体制に当面の責任を負う権威権力者にとっては、当該体制を危殆に貶めかねない背信行為、責任放棄ともみなせよう。本筆者にとっては、非理非道な経緯に終始したのは記載どおりであり、その間、身の危険さえ覚えなかった訳ではない。しかし、権威権力者にあってみれば、いかに‘良心的’であったとしても、既存体制の枠内での拒否拒絶しかなしえなかったのは問題の本質を表しているものと言はなければならない。手続き的には、宗教界（カトリック教会）からの完全無視、拒絶、反応を別として、学界、司法界からは、形式的応答が示されたことは、‘奇跡に近い’丁重さと思われる。大日本帝国憲法下であれば、天皇制、国家神道、私的所有権等々、国家の存立要件への異議申立は、極刑に処せられないとも限らない事案であった。日本国憲法が一新され、条文法規が周知のものとなったにせよ、現実国家の歴史上の事実と体質が一変したわけではなく、それへの異議申し立てが伝統否定と体制崩壊にかかわりかねないとすれば、色よい返答を体制中枢から期待することは、非現実的なこと、ありえないものだったとすることが、第一の総括、体制批判と無惨な結果、をもたらしたといはなければならない。

一非理非道な経緯の理由 一理念の絶対不可欠性についての認識欠如

事後的釈明ではあるが、「おわりに」前半 一本小論の総括— での究明手法は、あたかも、筆者自身が「井の中にあるか否か」についての疑念をもたず、それを問い質す意識も行動をも伴わない通念、慣習内での、‘問題解明’に過ぎなかった。まさに、「盲人が盲人の道案内をすれば、二人とも穴に落ちてしまう」（マタイ 15 : 14）、自己撞着的究明だったといはねばならない。これが通常 of 究明であって、実際、客観的究明を旨とする諸科学においても、公正な司法裁定を疑われない裁判所での、そして、神の教えを忠実に神授伝承とする宗教でも、当該時代・社会の通念、慣習を原理基準も踏襲して平然である実態が、本小論全編の実例に明白になっている。理念、本性の不在と無自覚、いや、理念、本性を通念、慣習においてしまえば、それらを止揚克服する道が閉ざされるのは当然である。これでは「盲人が盲人の道案内をすれば、二人とも穴に落ちている」事態をも自覚できず、それからの脱出も叶わない。

以降、後半は、次 24 号に掲載いたします。

花の命をどう見ればよいのでしょうか？

—2015年のご復活を前にして—

華やかさのシンボルは、はかなさの代名詞、ご復活祭を前にして花の命をどう見ればよいのか問われています。目に映る容姿に大差がなくとも、この世におなじ花卉の一つとしてないのを感じることは稀なこと、それら外なる世界は、よきにつけ、あしきにつけ、内なる世界がもたらしたものと理解しますが、豊かなところ、豊かな世界をと祈ります。

今夜は聖金曜日、十字架の神秘を偲びます。歴史上、これ以上に酷い事実はないことと思われませんが、それは破滅の大団円だったのでしょくか、勝利の証しだったのでしょくか。

ゴルゴダの丘では、主イエスご自身が、

「エリ、エリ、レマ、サバクタニ。

わたしの神、わたしの神、どうしてわたしをお見捨てになったのですか」
と大声で叫ばれました。それだけではなく、いや、それにもかかわらず、

「成し遂げられた」

と、ことの終わりを告げて、息を引き取られました。これを見て、百人隊長とともにイエスを見張っていた者たちは、

「まことに、この人は神の子であった」

とつぶやきました。死後の称讃ではありません。信仰告白です。十字架こそ勝利の証し、死は勝利に呑みこまれたと、パウロは言っております。

「キリストは神の身でありながら、神としてのあり方に固執しようとはせず、
かえって自分をむなしくして、… 死に至るまで、
十字架の死に至るまで、へりくだって従う者となられました。

それ故、神はこの上なくこの方を高め、すべての名に勝る名を惜しみなくお与えになりました。…こうして、…すべてのものは、イエスの名において膝をかがめ、すべての舌は「イエス・キリストは主である」と表明し、父である神の栄光を輝かせているのです」(フィリピ 2:5-11)

と。十字架こそ神の愛の顕現、永遠の命への方便などでは決してなく、勝利の証し、十字架と復活とはまさに一体不可分離です。人のさがしさをなく、神の知恵でもって、救いの神秘を仰ぎ、理解しなければなりません。

とはいえ、人の目に映るこの世の営みは余りにも凄惨、平和と云って戦争を準備し、安全と云って危険極まりない原発を再稼働させ、負担と騒音を撤去するとして基地建設を強行します。集团的自衛権の行使容認から、特定秘密保護法、非核三原則、武器禁輸原則、ODA等々の改悪撤廃、労働三法の空洞化、果ては、教育の国粹化から、わが国の歴史認識撤回等々まで、まさに、日本国憲法をぶっ飛ばす怒涛が安倍首相の虚勢と政権挙げての蛮行で公然粛々と断行されます。人類の宝である平和憲法を、一旦撤回すれば、再び回復の見込みはありません。安全、保険医療、労働、年金、財政、景気等々、市場優先個人無視、何でも来い、もはや怖い者なしの無責任は、自殺フライト一機の比ではなく、全国民を道連れとし全世界をも巻き込んで、世界に誇れる強国を自負、公言して進行します。選挙制度制圧、人事掌握と

お友達配置、情報コントロールからマスコミ批判封じに止まらず、「堂々たるウソをつける男」の前には、議会も政党も、議員も選挙民も沈黙し、ただただ背を向け無関心をよそおう世になったのは当然です。もっとも、他国も世界もご同様に、戦争平和はもとより政治経済においても、国益中心、利他的経済至上主義がはびこり、年中行事の首脳会談は期待と希望の発表会、人類益が主題になることはありません。もし、原子力発電がバベルの塔であるのなら、何故国連で、首脳会議で、COP21で、話し合はれないのでしょうか。政府首脳と再稼働論者の言い分は、

廃炉をするにも再稼働するにも費用は一緒、おなじことなら使わな損々

日本だけ廃炉にしても新設、再稼働が諸国の大勢、おなじことなら使わな損々後は野となれ山となれ、の都々逸同然の姿勢です。これらのご都合主義は、唯に、政治経済の実体を席卷しているだけでなく、科学も司法も宗教も大差なしであることは、ニュース・レター21号(1)～(3)に記した通りです。余りの無惨な現状に政治不信が蔓延し、絶望感に近いのは訳あってのことと認めねばなりません。

しかし、にもかかわらず、この無惨な目に見える現実世界は、見えないこころの世界の反映であるということ、こころが豊かでなければ、悲惨な現実さえ目に見えないということ。例を挙げれば、「女性の輝く世界」の甘言に惑わされ、この豊かな日本に

「2012 万人が非正規雇用に甘んじ、これは雇用者全体の 38.2%」

「非正規雇用に占める女性の割合は 7 割」

「働く女性の 3 人に 1 人が年収 114 万円未満」

「児童生徒の 6 人に 1 人、6 世帯中 1 世帯が相対的貧困状態」

「男性の非正規雇用の平均賃金が 1 カ月 21 万 6900 円なのに対し、女性は 17 万 3900 円、同じ非正規雇用であっても男性の 8 割程度」

「非正規雇用の若年女性のうち実に 81.47%が、個人の収入で見ると「困窮」の状態」

「母子世帯推計数は 1 2 3 万 8 千世帯、そのうち 80.6%が何らかの仕事に就いているが、このうちパートやアルバイトなどの非正規雇用が 52.1%、その平均年収は 223 万円、このうち母親が仕事で得た平均年収は 181 万円どまり」(NHK「女性の貧困」取材班『女性たちの貧困』幻冬舎、2014 年 12 月)

等々の事態があることをどれだけ憂慮してきたことか。これらが差し迫った実感に欠け、気にする必要のない些事だったのは、この私が知らなかったからではありません。お恥ずかしい限りですが、知っていても知らぬ振りをしていただけです。まさに、「目あっても見えず、耳あっても聞こえず」、これで「人皆神の子」「人間皆兄弟」などとどうして口ずさんでこられたのでしょうか。例えば、「女性の輝く社会」に代えて「男女機会・賃金」平等社会になれば、「働く女性の 3 人に 1 人が年収 114 万円未満」「非正規雇用に占める女性の割合は 7 割」の事態は一気に解決され、生活不安はもとより、労働市場の隘路も財政事情の難問も改善が見込まれます。女性とは二人に一人の人間存在、その尊厳、基本的人権、を無視否定して平然として来たことには茫然自失、まさに見る目とこころがなかったことは、目の前にある貧困差別に目とこころを閉じてきたことは、われながら怖ろしい限り、ただただ恥じ入るばかりです。

誰しもが認めうる目の前の現実が、あってなきがごとし、焦眉の課題、とならない理由は次の通りです。

いかなる権利でもいかなる自由でも、法規条文に記されているだけでは、あってなしの空言空語にすぎません。生活権でも教育・労働権でも、どんな事態でも、それを理解する基準が通念慣習では現状維持と同じこと、何らの疑念も湧きません。通念慣習とは、現行社会を基準とした人権・法規の理解のこと、現状維持が基準であれば、疑問の生じようは無く、異議申し立ても、公平な裁判をも期待できるものではありません。就学権であれば義務教育への皆就学はもとより、各人の能力発揮、社会人として就業能力を獲得できるはずのもの、権利回復、確立を申し立てられるのは、教育権・労働権の‘あるべき’‘本来の’‘達成すべき’理念（理想的観念）を涵養共有していて、はじめて、可能となるものです。ですから、あるべき権利を前提とせずして権利侵害如何を裁定する法廷は矛盾も甚だしく、通念慣習だけを踏襲する司法当局に正義と権利を裁く資格はありません。教育権をはじめすべての人権確立、平和促進とどのように、科学、法律が普遍的真理、普遍的正義の実現を目指し、その理念をもって現実に応対しないこともどうようです。しかし、怖ろしいことに、神の慈愛を説くはずの至高の宗教までもが、普遍的愛の教えに代えて、現世利益と体制護持に翼翼としているさまは何に喩えたらよいのでしょうか。これらを糾すよう生涯を賭けた筆者の努力が無惨なあしらいを受け続けたことの一部は、先ニュース・レター第 21 号にご確認願えたはず、^(注) 母なる教会であっても罪と悪とを免れていない事実を体験すればするほど、一層の努力が必要であるということです。教示教説は、ほぼ、平々凡々たる習俗慣習止まり、進歩発展に資すよりも、人権弾圧、既得権益追認の道具と化して平然たるのが実態、国民の半分、人類の半分を排除する女性蔑視、女性差別、を助長したのも宗教です。宗教が社会の根幹を左右するなら悪への加担は否定できず、この事実は、2006 年来の靖国無断合祀取消訴訟においても、半世紀以上苦闘を強いられてきた諸学会との闘争にも明らかですし、特に、キリスト教会内部において言語に絶するパワハラに辛酸を舐めさせられたところにも、刻まれています。今一つ、昨年末以来、これら悲惨な経過の一部なりとも公刊して、責任の一部を全うしたいと尽力に尽力を重ねてきたにもかかわらず、いまだに日の目を見ない窮境にあることに、至難な課題の一端が明らかとなっています。

(注) あらゆる事実と現実直視と権利と平和確立に普遍的理念が不可欠である理由とその機制については、次 NL23 号記載「はじめに」と「おわりに」でもって明確化した通りですので、ご参照願えれば幸いです。

信仰の核心が愛のみ教えであれば、神の愛を学び育まねばなりません。それは神のみこころに沿った愛の涵養と普遍的適用、一言では、普遍化、を図ることにほかなりません。憲法 9 条に「平和」、20 条に「信仰の自由」と書いてあっても、通念と慣習、現状追認を基準とするのであれば、あってなし、あるべき理念、本来的要件を涵養展開し、共有協労を基調として、訴えに訴えなければ、年年歳歳、問答不用の現状維持が続きます。愛なくしては生きられないのが罪の子であり神の子である人間存在、真理も正義も、そして、最も口にされる愛であっても、本当は神からのもの、人知を超えた真の愛は、最も崇高で完全なもの、だから人力では達成不可能なのは当然です。

逆説的かも知れませんが、課題が実現困難であり、殆ど、達成不可能だからといって、無用と捨てるわけには行きません。罪と悪との世にあるからこそ、神の教えを仰ぎ、福音に目覚めることが不可欠であるばかりです。神のみこころの教えを、神の子のあるべき姿を求め続ける時、そこに神の国はすでに始まっているからです。神のみこころにこころを開き、その恵みに生きる時、人知、人力の及ばぬ困難は二の次、三の次となっています。繰返します

が、あるべき状態に目覚めなければ、目の前の悪も悲惨もあってないに等しい事態を、何度も上に確認しました。代わって、こころを豊かにすることができさえすれば、どんな悲惨も困難も至高の招きへの道標となっています。思いだけでは何にもならない、み教えをいくら聞いても空念仏、ではないのです。神のみこころにこころを開き、こころざしを少しく深め、少しく広め始めることによって、あらゆる困難は、克服すべき共同作業となり始めます。神のみこころに、聞き従うことは間違いなく何よりも肝要、福音に養われそれに賭けることほど素晴らしいことはこの世にないと思われます。

「一粒の麦が地に落ちて死ななければ、それは一粒のままである。

しかし、死ねば、豊かな実を結ぶ。

自分の命を愛する者はそれを失い、

この世で自分の命を憎む者は、

それを保って永遠の命に至る。」（ヨハネ 12 : 24 - 25）

今一つの真実を記さずに筆を置くことはできません。それは、永遠の命は十字架の犠牲へのご褒美ではないということです。十字架は何物かをえるための方便ではなく、十字架のみ業こそ神の愛の勝利と栄光、最も崇高な神の業、であることです。聖パウロは復活について、

「キリストが死んだのは、ただ一度、永久に罪に対して死んだのですが、キリストが生きているのは、神に対して生きているのです。同じように、キリスト・イエスに結ばれてあなた方も罪に対して死に、神に対して生きている者であることを弁えなさい」（ローマ 6 : 1 - 14 ; 前掲フィリピ 2 : 5 - 11）

と明言して、神のみ業、神の子の基本を説いています。

その時、その都度、見ていることは、一時のちに振り返って見れば、鏡のなかのおぼろな姿、それを承知で、この日、この時、に賭けるのが信仰の道、希望の道、神の愛へとつながる唯一の道であることは、間違いないと信じます。

地の塩、世の光、のみ教えをも覚えます。今年も迎えることができた十字架とご復活の神秘、これが現実味を持つかどうかは、十字架の神秘に対する各自の姿勢に掛っているとかわれてなりません。

今年もめぐり合わせた季節の華やぎはどのように映ったことでしょうか。天上無辺、下界修羅場、儂きものなかにこそ、最も美しく妙なるものがあることを認め、ともに励みたいと祈ります。

今日こそ神が造られた日、喜び歌え、この日とともに、

2015年4月5日 ご復活の佳き日に

西山俊彦神父

—編集後記—

ニュースレター22号をお届けしてから、今号をお届けするまでにずいぶん時間がかかってしまいましたが、聖霊降臨の恵みの日にこうして、23号をお届けできることを嬉しく思います。

2015年4月28日付けで最高裁判所寺田逸郎長官、及同第二小法廷宛に「再審事件、及び、再々審事件受理期日の明示、並びに、全事件審査記録開示についての第33(23)回目の請求」についての第33回目の請求をしましたが、紙幅の都合により次号にて報告いたします。

目を瞑っておけない重要課題ばかりです。あきらめることなく励んでいきますので皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

靖国合祀取消訴訟の一審敗訴を受け
原告である西山俊彦神父による控訴審以降の
活動支援強化の必要性を痛切に感じ
私たちは“靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会”を結成いたしました。

(目 的)

靖国神社合祀取消しを実現して、信教の自由等の人権の確立に寄与し、
日本国憲法を擁護して人格の尊厳に基づく（福音の約束に依って）
世界平和の推進に貢献することを目的とする。

活動の一環としてニュース・レターを発行し、進行状況を発信するとともに
この裁判の意義を学び、平和憲法の実現のために
励んでいこうと思っています。

(ニュース・レターをコピー、印刷し、配布ご協力をお願いいたします。)

靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会

代表：園田朋里

562-0031 大阪府箕面市小野原東 3-5-19 e-mail : ptnishiyama@yahoo.co.jp

<http://peace-appeal.fr.peter.t.nishiyama.catholic.ne.jp/>

靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会 (郵便振替) 00900-7-272008

※ 領収書は、ご請求のない場合、振替受領証をもって代えさせていただきます。ご了承ください。